

人間総合科学研究科博士前期課程芸術専攻修士学位論文

(審査体制)

修士論文の主査・副査を推薦し、学位論文審査委員会による合否判定を確認するための学位論文審査実施委員会は、学位名ごとに設置する。

修士（芸術学）学位論文審査実施委員会は、芸術学領域群の研究指導担当教員6名で構成する。

修士（デザイン学）学位論文審査実施委員会は、デザイン学領域群の研究指導担当教員8名で構成する。

修士論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、当該専攻における研究指導担当教員とする。
- ② 主査、副査は修士以上の学位を有する者とする。ただし、副査については修士以上の学位を有していない者を例外的に1名まで認めることができる。
- ③ 副査は、専攻の構成員2名以上を含むものとし、必要がある場合は、専攻教育会議が認めた専攻外の適任者を加えることができる。
- ④ 専攻外の適任者の数は、本専攻選出の主査及び副査の数を上回らないものとする。

(評価項目)

- ① 関連分野の国内外の研究動向及び先行研究の把握に基づいて、芸術およびデザイン分野における当該研究の意義や位置づけが明確に述べられていること。
- ② 芸術およびデザイン分野の発展に寄与するオリジナルな研究成果が、修士論文に相応しい量含まれていること。
- ③ 研究公正についての十分な知識に基づき、研究結果の信頼性が十分に検証されていること。
- ④ 研究結果に対する考察が妥当であるとともに、結論が客観的な根拠に基づいていること。
- ⑤ 研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論等が、当該分野の修士論文に相応しい形式にまとめてあること。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験で合格と判定されること。

人間総合科学研究科芸術専攻博士学位論文審査基準

(審査体制)

- ① 博士後期課程芸術専攻長（以下、後期芸術専攻長）は、専攻教育会議の議を経て、主査1名及び副査3名以上を研究科運営委員会に推薦する。研究科運営委員会は、これに基づき、学位論文審査委員会を設置する。
- ② 学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等を行う。
- ③ 主査は、後期芸術専攻の博士の学位を有する研究指導担当教員とする。主指導教員は主査にならないものとする。
- ④ 副査は、後期芸術専攻の博士の学位を有する教員とするが、専攻教育会議がこれと同等以上の研究業績があると認めた者も可とする。副査のうち少なくとも1名は、後期芸術専攻以外から選出される者で、博士の学位を有する者あるいは専攻教育会議がこれと同等以上の研究業績があると認めた者とする。副査のうち博士の学位を有しない者は1名以内とする。

(評価項目)

- ① 「人間総合科学研究科博士後期課程芸術専攻における課程博士の予備審査に関する申し合わせ」に基づく予備審査に合格し、「人間総合科学研究科博士後期課程芸術専攻における課程博士の学位論文審査に関する申し合わせ」に基づく論文受理要件に合致した学位請求論文であること。
- ② 当該領域において、一定の学術的意義を有した独自の研究であること。
- ③ 当該領域で認められた信頼性のある学術的方法論を用いていること。あるいは、その上で新規で有用な学術的方法論を提案したものであること。
- ④ 当該領域の学術進展に寄与する、新規で有用な信頼性のある結論が得られていること。
- ⑤ 当該領域の学術進展に寄与する、研究発展性が期待できること。
- ⑥ 上記基準を満たすために、必要にして十分な記述がされていること。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験によって以下の2つの基準を満たすことが確認され合格と判定されること。

- ① 学位論文において、芸術分野における新たな学術的知見が十分含まれる。
- ② 芸術分野で自立した研究者として研究活動を行うに必要な高い研究能力を有する。